

# 我が国の原子力発電対策に対する国への提言

平成23年12月

全国知事会  
原子力発電対策特別委員会

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故については、去る12月16日、野田内閣総理大臣が、事故収束に向けた道筋のステップ2が完了した旨の宣言をしたところであるが、周辺住民の方々の避難生活が長期化し、依然として深刻な生活不安が今も続いている。特に、子どものいる世帯においては、放射線による子どもの健康被害への懸念から、子どもを遠隔地に避難させる動きが広がり、家族が離れて暮らさざるを得ない事態も少なからず現出しているなど、より深刻な状況となっている。また、今回の事故の影響は福島県内にとどまらず全国に広がっており、多くの自治体が、その対応に苦慮しているところである。

国においては、今後とも、避難住民の生活不安、放出された大量の放射性物質による広範囲に及ぶ生活圏の汚染等の問題を解消すべく、責任を持って取り組むことはもとより、国民の安全確保のため、事故原因の徹底した究明、原子力施設の安全対策や原子力防災体制の強化等を進め、二度と原子力災害が起こらないよう、あらゆる対策を講じることが強く求められている。

のことから、全国知事会原子力発電対策特別委員会では、早急な対応が求められると考えられる以下の項目について、提言するものである。提言項目は多岐にわたっており、国においては、政府一丸となってこれらについて確実に実現するとともに、必要な予算措置を早急に行うよう、強く要請する。

## 【最重点提言項目】

### 1. 被害の復旧、復興について

○放射性物質を含む廃棄物の処理及び除染に関する財政措置等について

### 2. 原子力施設の安全対策について

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の徹底した調査・検証について

○安全・耐震設計審査指針の抜本的な見直しについて

○いわゆる「ストレステスト」に関する国からの明確な説明について

○安全性に関する地域住民への説明について

### 3. 原子力防災対策の強化について

○原子力防災指針の見直しについて

①防災対策を重点的に充実すべき地域の見直しに係る具体的な内容の明確化について

②防護対策について

・広域避難の課題への対応について

・避難道路等の早急な整備・維持について

・モニタリング体制の充実について

・「計画的避難区域」等の長期の低線量被ばくによる防護対策の基準について

③情報提供体制の整備を含めた原子力災害時の広報・情報伝達について

④緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要な資機材等の整備・備蓄について

⑤災害対応施設（オフサイトセンターや官公庁等）の機能強化等について

⑥複合災害時の避難・輸送経路の確保について

⑦地域防災計画の見直しへの国の協力・支援について

⑧緊急被ばく医療体制の確立について

⑨健康不安への対応等について

## 1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の収束及び情報公開について

### (1) 一刻も早い事態の収束について

国の責任において、国内外の英知を結集し、事故の一刻も早い事態の収束を図ること。

### (2) 原子力災害に関する情報提供について

国の責任において、今回の原子力災害に関する情報を今後とも系統的に分析・整理の上、国内外に公開するとともに、分かりやすい説明に努めること。その際、国、事業者からの説明と異なる意見や疑問に対しても明確な見解を示すこと。

特に環境中に放出された放射性物質の影響については、調査・観測を徹底して行い、放射線モニタリング結果とともに、科学的根拠に基づいた正確な情報を、国民及び地方自治体に対して分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

## 2. 事故の風化防止について

今回の事故は、エネルギー政策や原子力発電の安全確保等、将来にわたり国民生活に大きな影響を及ぼすものである。

今回の事故を風化させることなくその教訓を国民全体が共有し続けることができるよう、国民に対して、国が継続的な働きかけを実施すること。

## 3. 被害の復旧、復興について

### (1) 生活圏（家屋、土壤、学校校庭等）、森林、農地、河川等の除染対策などの実施について

放射性物質による環境汚染に関しては、住民の不安解消が図られるよう、国の責任において、局所的高線量対策を含め、生活圏（家屋、土壤、学校校庭等）、森林、農地、河川等の除染対策を急ぐとともに、除染までの間の被ばく低減と住民の長期的な健康管理に関する対策を進めること。

また、放射性物質による健康への影響に関して、住民の不安解消が図られるよう、科学的根拠に基づき、内部被ばくと外部被ばくを合わせた健康影響に関する具体的な安全基準など、国としての統一的な考え方を示すとともに、特に、子育て世帯に対しては、子どもの健康被害に関する不安を払拭する措置を講じること。

### (2) 放射性物質を含む廃棄物の処理及び除染に関する財政措置等について

放射性物質汚染対処特別措置法の規定により今後定める指定廃棄物の基準及び取扱は、環境への影響を評価し、安全性が十分担保されるものとすること。

放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び土壤等からの放射性物質の除染等に当たっては、放射性物質汚染対処特別措置法において対象となる基準以下であっても、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、地方自治体が必要を認め、廃棄物処理及び除染等の処理を行った場合には、その費用に対し財政措置を行うこと。

また、除染等を円滑に実施するため、国の責任において、除去土壤等を保管するための中間貯蔵施設や最終処分場を早急に確保するとともに、放射性物質に汚染された廃棄物の処理を進めるに当たっては、受入側の住民不安払拭に向けた細やかな安全基準や取扱い等に関する指針を策定するとともに、受入自治体における処理費用に対し、適切に財政支援を行うこと。

#### (3) 避難住民等に対する二重ローン支援や就労支援等について

自主的な避難も含め、原子力災害により避難を余儀なくされている住民が、一日も早く元の生活を取り戻せるよう、住宅対策や生活資金の手当てのほか、災害公営住宅の入居対象とする法制化、二重ローン対策、雇用の維持、就労支援、事業活動支援などの、避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること。

また、避難住民等に対し、地震及び津波の被害世帯と同様に、非課税、減免、その他の地方税の特別措置を講じるための、自治体の代替財源確保に係る財政措置を含めた対策を講じること。

#### (4) 農林水産業、商工業、観光関連産業等の早急な復旧・復興に向けた支援措置について

農林水産業、商工業、観光関連産業等の早急な復旧・復興と併せ、風評被害等が沈静化するまで経営が維持できるよう、基盤施設の復旧や事業継続に必要な補助や無利子・低利子の資金支援など、ハード・ソフト両面にわたり強力な支援措置を講じるとともに、地方が独自に実施する取組みについて、必要な財源措置を講じること。

#### (5) 区域外移転自治体の行政機能の確保について

原子力災害により、行政機能の一時的な区域外移転を余儀なくされている自治体の行政機能の確保について、国の責任において確実に実施すること。

### 4. 原子力施設の安全対策について

#### (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の徹底した調査・検証について

原子力発電所の事故原因については、地震、津波の影響はもとより、高経年化やMOX燃料を使用していることなどの影響も含め、「東京電力福島原子力発電所に

おける事故調査・検証委員会」において徹底した調査・検証を行い、得られた知見について、国民に分かり易く説明すること。また、万が一シビアアクシデントが発生した場合においても、事態を早期に収束できるよう、サイト内事故指揮所である免震重要棟の整備、原発従業者のシビアアクシデント対応訓練の実施、汚染水漏洩防止などの対策を強化するよう事業者を指導すること。

## (2) 安全・耐震設計審査指針の抜本的な見直しについて

国民の安全確保を図るために、安全対策に万全を期することがなにより重要であることから、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」における検証結果を踏まえ、国において立地地点の特性を十分に考慮した安全設計審査指針や耐震設計審査指針などの安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行い、抜本的な対策を講じること。さらに、事故時においても大量の放射性物質の放出に至らないよう、気体放出に係るフィルターの設置や、汚染水の処理対策などを講じること。

また、指針の見直しまでの間、国は、現時点で判明している事故の知見に基づき、定期検査等において原子力発電所等の安全を厳格に確認し、その結果を立地自治体及び周辺自治体に十分説明するとともに、事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、安全対策に反映すること。

## (3) 原子力安全規制体制の見直しについて

原子力安全庁（仮称）の設置については、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省の外局にすることとしているが、その組織のあり方の検討に当たっては、これまでの原子力安全規制体制の問題点を十分検証し、関係行政機関への勧告権などの強い権限と指導力を持つようにするとともに、立地自治体及び周辺自治体との連絡調整の強化、組織の移管に伴う人材確保や配置について適切な方針を示すこと。

また、単に組織を経済産業省から分離するだけでなく、法令や技術的知見等の明確な根拠に基づき判断がなされ、徹底した情報公開による透明性などが確保された、国民の理解と信頼が得られる原子力安全規制体制を確立すること。

## (4) いわゆる「ストレステスト」に関する国からの明確な説明について

いわゆる「ストレステスト」については、電気事業者から国に評価結果が提出された後の原子力発電所再稼動の可否の判断にどのように活かされるのか、その判断基準や今後の手続きを明らかにするとともに、事故の知見をどのように反映するのかについても明らかにし、立地及び周辺自治体をはじめ、国民全体に、明確に説明すること。

#### (5) 安全性に関する地域住民への説明について

原子力発電所については安全性の確保が大前提であることから、国が責任を持つて安全性を十分に確認するとともに、公開の場で地域住民の方々に十分な説明を行い、理解を得ること。

#### (6) 高経年化対策の強化について

高経年化した原子炉については、今回の事故の知見を踏まえ、高経年化審査要領の見直しなどにより、安全性評価をより厳格に行うとともに、運転継続の可否に係る客観的判断根拠を示すこと。

### 5. 原子力防災対策の強化について

#### (1) 原子力防災指針の見直しについて

##### ①防災対策を重点的に充実すべき地域の見直しに係る具体的な内容の明確化について

防災対策を重点的に充実すべき地域（P A Z, U P Z）等の検討にあたっては、設定の範囲や基準、域内における防災対策の内容、緊急時防護対策の内容を明確にすること。

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の拡大に伴い、域内の防護対策の実効性が確保されるよう、必要な法令等の改正を行うこと。

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が拡大することにより、域内の対象人口は膨大な数に増大し、県域を越えた地域にまで拡大することから、平常時における原子力防災体制の整備及び緊急時の避難等の防護対策について実効性が確保できるよう、国において、関係地方公共団体間の調整を主導的に行うとともに、関係地方公共団体の意見等を踏まえた上で、所要の財政措置を講じること。

##### ②防護対策について

###### ・広域避難の課題への対応について

今回の事故を踏まえると原子力災害による避難は、市町村、道府県の行政区域を越えた広域的・長期的な避難となり、避難者の数も膨大となることから、国において、具体的な避難方法、避難場所の確保等の対応策を示すとともに、避難先や移動手段の確保等、国が主導的に調整する体制を整備すること。

とりわけ、病院等入院患者、施設等入所者、在宅要援護者等のいわゆる災害時要援護者の広域避難先や移動手段等の確保については、国の責任において行うこと。

また、広域的な国による経費負担を含め、広域的な避難所運営について考え方を示すとともに、避難所で必要となる備蓄品や薬品について備える体制を国において整備すること。

・避難道路等の早急な整備・維持について

多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難経路・迂回路の確保のための立地地域の道路網の優先整備や耐震化、また除排雪体制の拡充などのため、避難対策に必要な交付金を創設するなど、地方公共団体への財政支援等を含めた原子力防災対策を充実強化すること。

広域避難のために道路等の大規模な改修が必要となる場合は、国が積極的に関与し、早期の整備を行うこと。

・モニタリング体制の充実について

防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方の見直しに伴い、新たなモニタリング体制の指針を早急に示すとともに、必要となる環境放射線モニタリング設備の整備が速やかに行えるよう、所要の財源措置を講じること。

緊急時モニタリングに関し、国が設置する原子力災害現地対策本部放射線班と地方公共団体が設置する緊急時モニタリングセンター間の役割分担や連携、緊急時モニタリング体制解除に関する基準の明示など、体制面の整備を図ること。

S P E E D I やその他支援機能の業務継続が確保できるよう 2 拠点化体制などのシステム整備を図ること。

今回の事故を受け、国が日本全域の環境放射能の状況について監視・把握を行うとして実施している環境放射能水準調査の充実・強化として整備する機器の保守管理の充実、モニタリングポストデータの道府県のテレメータシステムへの取り込み、同モニタリングポストへの表示装置の設置を行うこと。

・「計画的避難区域」等の長期の低線量被ばくによる防護対策の基準について

災害発生時の対応については、長期的対応が必要となることも想定し、今般設定された「計画的避難区域」等の長期の低線量被ばくによる防護対策の基準についても明確に示すこと。また、これらの区域の解除についての根拠となる判断基準を示すこと。

さらに、事故直後の住民避難の実態を十分に分析した上で、避難関連の基準等についての検討を行うこと。

**③情報提供体制の整備を含めた原子力災害時の広報・情報伝達について**

事業者に対し、原子力発電所等の異常時における関係自治体への迅速かつ正確な通報連絡体制の確立及びその遵守を厳しく指導すること。

事故故障等が発生した場合、関係自治体に速やかに適切な連絡を行うとともに、現地においては、原子力保安検査官事務所等が主体となった定期的な説明や報道等への対応を図る等、安全性や健全性、また、事故・故障等による周辺環境への影響、住民

や自治体が講じるべき措置・対策等について法的・技術的根拠を含んだ国の判断を速やかに示すこと。

SPEEDIについて、周辺地域をはじめ、全国で予測結果等が共有できるよう、情報提供を広域的に、迅速かつ透明性をもって行えるよう運用を見直すとともに、世界版SPEEDI（WSPEEDI）を常用システムとして整備し、予測機能の強化を図り、災害時に予想される通信障害発生等に備えたバックアップ体制についても整備すること。

**④緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要な資機材等の整備・備蓄について**

原子力災害発生時に緊急に対応できるよう、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要となる資機材等について網羅的に整理し、その具体的な整備方針（配備必要数や配備場所など）を示し、関係自治体が必要な整備を行うための財政支援を行うとともに、国においても、災害発生時に関連自治体を速やかに支援できるよう、全国的な備蓄基地を複数設置するなど国として広域的な防災体制を整備すること。また、国として、災害発生時に速やかに対応できる体制の整備、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等、自治体を支援するための体制を構築すること。

**⑤災害対応施設（オフサイトセンターや官公庁等）の機能強化等について**

オフサイトセンターや官公庁等の防災機関、主要医療機関等へ放射性物質が進入することを防ぐための換気・空調設備の設置や電源・通信機能の強化等、災害対応施設の機能強化に対し、財政支援を行うこと。

オフサイトセンターについては、目的、機能、役割等を含め、既存のオフサイトセンターやその代替施設の充実と移転の必要性など、そのあり方の検討を行うとともに、国の責任において設置、運営すること。

**⑥複合災害時の避難・輸送経路の確保について**

自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合でも、避難や輸送が迅速かつ的確に行えるよう、陸路による避難経路や輸送経路の整備・防災機能強化に加え、船舶による海上輸送やヘリポートの整備による空輸など、総合的かつ広域的な視点に立った避難経路や物資輸送経路の整備に対して財政支援を行うこと。

**⑦地域防災計画の見直しへの国の協力・支援について**

今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、明らかにするとともに、必要に応じ防災基本計画に位置づけるなど、関係道府県・市町村が行う地域防災計画の見直し及び住民避難計画の策定に対して協力・支援を早急に行うこと。

## **⑧緊急被ばく医療体制の確立について**

「防災指針」に位置付けられた安定ヨウ素剤の予防服用について、国においては、避難等と安定ヨウ素剤の配布・予防服用を組み合わせた総合的な防護対策のあり方を早急に示すこと。その際、国の判断において、迅速な服用を指示することなどを示した具体的な運用通知や住民啓発用資料などを整備するとともに、安定ヨウ素剤について原子力防災に備えて各自治体で備蓄しておく必要量について、根拠も含め明示すること。

小児に対し、迅速かつ円滑に安定ヨウ素剤の予防服用を行うために、溶解作業を要しない剤型（ユニットドーズ等）や、溶解可能な丸薬（12.5mg ヨウ素含有）の開発及び製造については、国が製薬業者等に指導・支援すること。

## **⑨健康不安への対応等について**

住民及び防災業務関係者の健康調査について、その必要性、対象者、実施内容など全体計画を国が主体的に作成した上で、各自治体と連携し、直接実施する体制を構築すること。事故後に必要となる、長期にわたる住民等の健康管理対策マニュアルの整備や健康管理実施体制の構築を図るとともに、放射線、放射性物質の人体影響・放射線防護の方法等に関する知識の普及啓発を図ること。

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の見直しにより、域内に立地することとなる医療機関等については、原子力災害時には災害時要援護者を内包することとなることから、国において、その対応策を示し、放射性物質から防護するための施設改修等に要する経費等の財政措置を講じること。

また、災害時要援護者の避難先となる福祉避難所等のバリアフリー対策等の整備に係る経費について財政措置を講じること。

## **(2) 防災基本計画の見直しへの原子力災害時の国、地方公共団体、関係機関の役割分担の明示について**

原子力防災対策の実効性を高めるため、国が主体的に原子力防災対策を実施することを防災基本計画に位置付けるとともに、地方公共団体、事業者の役割を明確にすること。防災指針や環境放射線モニタリング指針等を改訂する際は、現場で混乱が生じないよう、十分地方公共団体の実情を勘案するとともに、中間取りまとめ等の際には、その内容について国民や自治体の疑問や不安に答えるべく、明確な説明を行うこと。また、具体的な運用通知やマニュアルの作成、担当省庁の明確化などにより、地方自治体の体制整備が円滑に進められるよう配慮すること。

## **(3) 原子力防災体制整備への支援について**

原子力防災に対応できる専門職員を配置するための職員人件費など必要な経費に

ついて、国が負担すること。

#### (4) 原子力防災訓練の充実について

原子力災害対策特別措置法に基づき国が実施する防災訓練について、防災対策を重点的に充実すべき地域に対応した広域的な訓練を含め、地方自治体からの実施要請には実施回数を増やすなど積極的に対応すること。

道府県が主体となって行う防災訓練についても、オフサイトセンターに関する訓練については、国が主体となって計画策定及び実施（各省庁の訓練参加者の調整を含む。）に取り組むとともに、国は、訓練のあり方、国が対応する範囲について具体的に示すこと。

### 6. 損害賠償について

#### (1) 原子力災害に対する損害賠償等の確実な実施について

原子力災害に対する損害賠償については、長期的な視点に基づき、今後明らかになる被害を含め、国及び事業者の責任により、確実かつ迅速、十分な賠償を行うこと。また、地方自治体の税収の減について、確実に賠償等の対象とするとともに、地方自治体が行う原子力災害対策に要する全ての経費について、既に実施した対策も含め、全額国が負担すること。

#### (2) 損害の範囲の適切な判定等について

原子力損害賠償紛争審査会が策定している原子力損害の範囲の判定等に関する指針に、「中間指針」に明記されなかった損害を早期に反映させるなど、国が最後まで責任を持って被害者の確実な救済を果たすこと。

#### (3) 農林水産業、観光業等の風評被害に対する十分な賠償について

農林水産業、観光業、製造業、輸出業等における風評被害については、生産関連事業者や流通業者まで含めて、損害の範囲を幅広くとらえ、十分な賠償がなされること。

#### (4) 賠償請求などの負担軽減のための被害者支援対策の実施について

損害賠償の請求における被害者の負担軽減を図るため、被害者の請求受付・相談窓口の開設や説明会の開催を十分に行いうよう事業者に対し指導するとともに、国においても賠償請求などが円滑に行われるよう被害者支援対策の充実を図ること。

### 7. 風評被害防止対策の強化について

#### (1) 食品中の放射性物質に関する規制値の整備について

食品中の放射性物質に関する規制値について、可能な限り早期に、現在の食品衛

生法上の暫定規制値ではなく、通常の摂取形態や最新の科学的知見に基づいた規制値を策定するとともに、国民に分かりやすく説明すること。

(2) 地方自治体等が実施する農林水産物等の放射性物質検査に要する経費について

今回の事故に伴い、地方自治体や関係団体等が実施する農林水産物や木材加工品、食品、水道水、輸出品等の放射性物質検査について、国の責任において実施し安全性を確保すること。検査機器等の整備に要する経費及び人件費を含めた検査費用について、全額を国庫負担とすること。

(3) 牛の検査に要する経費について

国産牛肉に対する消費者の不安を払拭し、風評被害の拡大を防ぐため、検査を実施する自治体等の牛の検査に要する経費は全額を国庫負担とすること。

(4) 飲料水、乳・乳製品に係る放射性物質のスクリーニングに関する検査の方法について

飲料水、乳・乳製品に係る放射性物質のスクリーニングに関する検査の方法について、可能な限り早期に具体的な実施方法を定めること。

(5) 放射性物質の検査数値等の継続的な国内外への情報発信について

農林水産業、観光業等の風評被害の払拭や防止対策として、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に国内外に公表すること。

(6) 諸外国・地域の輸入規制措置の廃止・緩和への対策強化について

国の責任において、我が国の食品等が安全であることを保証するための体制の構築を進めるとともに、今回の事故に伴う諸外国・地域の輸入規制措置の廃止・緩和への対策を強化すること。

また、現在、都道府県が国に代わって暫定的に対応している農林水産物等の諸外国向け輸出に必要な産地証明事務は、一括し、かつ迅速に、国において実施すること。加えて、既に都道府県が負担した経費について予算措置を講じること。さらに食品業者等が安全性の証明を受ける際の支援措置を創設すること。

(7) 非破壊的検査手法の開発による出荷農林水産物の全量検査実施体制の早急な確立について

米や野菜果実等農林水産物に対する消費者の不安を払拭し、風評被害の拡大を防ぐため、集出荷施設において大量に非破壊または袋等の状態での検査を可能とする技術開発を進めるとともに、検査体制を早期に確立すること。

(8) 工業製品・加工食品の風評被害の防止について

国民に対して、工業製品・加工食品の安全性について、迅速・正確に情報提供すること。また、工業製品・加工食品も出荷に関する放射線基準及び安全性を示す基

準を早急に設定するなど、事業者が円滑に取引できる体制を早急に確立すること。

#### (9) 息の長い取組に対する財政支援について

風評被害の深刻な地域に対し、農林水産業、観光業、製造業等に対する風評被害の解消、企業立地の促進、イメージ改善等、息の長い取組に活用できる基金を創設するなど、必要な財政支援を行うこと。

### 8. エネルギー政策の見直しについて

国として中長期の国全体のエネルギー政策をどのように考えるのか、また、当面の問題としてどのように対処しようとしているのか、明確に説明すること。

### 9. 電源立地地域対策交付金について

11月20日の行政刷新会議「提言型政策仕分け」で、電源立地地域対策交付金について、必要性を精査するとともに、事故対策や防災・安全対策を拡充する仕組みを検討すべきと評価されたが、電源立地地域対策交付金は、電源立地地域の振興を図るために交付されており、原子力発電所の事故対策や防災・安全対策は、本来、国や事業者が責任を持って行うべきものであることから、その対策の充実・強化を図ること。